

公募型プロポーザル方式における提案書の審査結果の公表

次のとおり、提案書の審査結果を公表します。

令和6年4月30日

西条市長 玉井 敏久

- 1 業 務 名 西条市地域の素晴らしさプロモーション事業委託業務
- 2 事 業 内 容 仕様書のとおり
- 3 所 管 課 〒793-8601 西条市明屋敷164番地
西条市 経営戦略部 シティプロモーション推進課
電話 0897-52-1682（直通）
- 4 特定した日 令和6年4月30日
- 5 被 特 定 者 委託先名称：株式会社愛媛朝日テレビ
（委託先代表者：代表取締役社長 井上隆史
愛媛県松山市和泉北一丁目14番11号）
- 6 被特定者が提案した参考見積り金額
11,000,000円（税込）

7 審査結果

名 称	評価点（750満点）
委託先名称：株式会社愛媛朝日テレビ （委託先代表者：代表取締役社長 井上隆史）	609点

西条市地域の素晴らしさプロモーション事業委託業務仕様書

1 委託業務名

西条市地域の素晴らしさプロモーション事業委託業務

2 業務目的

合併 20 周年を記念し、多くの市民が 20 周年を祝い、参加できるイベントの開催やテレビなどのメディアを活用した本市の魅力発信により、全国的な認知度の向上、市民のまちへの愛着や誇りの醸成と将来的な定住に加え、様々な形で本市に関わる関係人口の増加を目指す。なお、企画実施に際しては、本市にゆかりのある著名人などを起用することで、ひとりでも多くの市民から「出身者の凱旋」として共感を得られる内容とする。

3 契約期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日（月）まで

4 業務内容

(1) 大規模イベントの開催

合併 20 周年を記念し、多くの市民が参加できる大規模イベントを開催する。イベントの実施に際しては、本市にゆかりのある著名人を起用するなど、ひとりでも多くの市民から共感を得られる内容とする。また、SNS 等を活用したイベント内容の情報発信もあわせて実施する。なお、イベントは以下の要件を有するものとする。

- ①多くの市民が参加できる内容とすること（ネットでの参加も可とする）
- ②本市にゆかりのある著名人等の参画を検討すること
- ③SNS を活用した情報発信数：2 本以上/年間
- ④プレスリリース配信サービスを活用したニュースリリース：1 本以上/年間
- ⑤イベント開催の告知 CM の放送：100 本以上/イベント前日まで
- ⑥イベントの開催時期は、令和 6 年 10 月～12 月とすること

(2) 全国に向けた本市の魅力情報の発信企画（アウタープロモーション）

テレビ番組等の映像媒体を活用して、本市の魅力を全国に向けて情報発信することにより、本市の全国的な認知度を向上させることを目的に以下の業務を実施する。

- ① 本市の魅力的な情報を発信するテレビ番組等映像の制作及び誘致
 - ② 制作及び誘致したテレビ番組等映像の全国（特に首都圏又は関西圏）に向けた放送
 - ③ ①及び②に掲げる業務に関する事務打合せ、関係団体の調整等
- なお、制作するテレビ番組等映像は、以下の表のとおりとする。

項 目	西条市の魅力的な情報を発信するテレビ番組等映像
放送時期	契約締結日～令和 7 年 3 月末
放送回数	1 回以上（番組告知放送は除く。）
放送趣旨	西条市の魅力を全国（特に首都圏又は関西圏在住の方）に伝える番組。
構成	受託者の提案を基に市が決定する。
関連制作物	放送した内容を編集（CM を除く）し、映像データを制作すること。なお、当該映像は、西条市の公式動画チャンネル等へのアップをはじめ、西条市による二次利用も可能な限り検討する。
納品	制作した映像は、一般的なパソコンで再生し、西条市において複製できるファイル形式（MP4 など）に変換して、DVD 等の記録媒体により市へ納品すること。
補足事項	①放送内容は、受託者の提案を基に市が決定する。 ②放送時間は、できる限り視聴者の多い時間帯とすること。（例えば視聴者が限られる深夜早朝枠の放送は不可とする。） ③番組放送後の視聴率や視聴者の反響、評判、効果等を把握するための事後評価の方法について、企画すること。 ④番組及び関連映像の制作にあたっては、著作権及び肖像権などに配慮すること。なお、市がプロモーションに活用することも可能（再編集も含む。）な限り検討すること。 ⑤市に映像を納品するにあたっては、CM を除去すること。 ⑥番組が収録された DVD について、市で複製し、取材協力者等へ配布できるものとする。

（３）県内に向けた情報発信企画（インナープロモーション）

テレビ番組等の映像媒体を活用して、本市の魅力を愛媛県内で発信することにより、市民をはじめとする番組視聴者がもっと西条市を好きになることを目的に以下の業務を実施する。

- ① 本市の魅力を発信するテレビ番組等映像の制作
 - ② 制作したテレビ番組等映像の愛媛県内に向けた放送
 - ③ ①及び②に掲げる業務に関する事務打合せ、関係団体の調整等
- なお、制作するテレビ番組等映像は、以下の表のとおりとする。

項 目	西条市の魅力的な情報を発信するテレビ番組等映像
放送時期	契約締結日～令和 7 年 3 月末

放送回数	2 回以上（番組告知放送は除く。）
放送趣旨	西条市の魅力を愛媛県内の番組視聴者に伝える番組。
構成	受託者の提案を基に市が決定する。
関連制作物	放送した内容を編集（CM を除く）し、映像データを制作すること。なお、当該映像は、西条市の公式動画チャンネル等へのアップをはじめ、西条市による二次利用も可能な限り検討する。
納品	制作した映像は、一般的なパソコンで再生し、西条市において複製できるファイル形式（MP4 など）に変換して、DVD 等の記録媒体により市へ納品すること。
補足事項	①放送内容は、受託者の提案を基に市が決定する。 ②放送時間は、できる限り視聴者の多い時間帯とすること。（例えば視聴者が限られる深夜早朝枠の放送は不可とする。） ③番組放送後の視聴率や視聴者の反響、評判、効果等を把握するための事後評価の方法について、企画すること。 ④番組及び関連映像の制作にあたっては、著作権及び肖像権などに配慮すること。なお、市がプロモーションに活用することも可能（再編集も含む。）とすること。 ⑤市に映像を納品するにあたっては、CM を除去すること。 ⑥番組が収録された DVD について、市で複製し、取材協力者等へ配布できるものとする。

5 委託金額の範囲

委託金額の範囲は、「4 業務内容」に記載した全ての業務（業務の提供にあたり発生する全ての費用の合計金額）とする。したがって、追加費用は一切請求できない。

6 本業務に係る独自提案

上記以外で、本事業の目的達成のために有効な取組がある場合は、積極的に独自提案し、実施すること。

7 成果品

本業務の成果品は、以下のとおりとするが、協議により変更する場合がある。

- ① 業務実績報告書及び事業効果報告書：1 部
- ② 本業務により制作及び放送したテレビ番組等映像記録媒体：5 枚

8 成果品の納品場所

本業務の成果品の納入先は、西条市役所経営戦略部シティプロモーション推進課とする。

9 留意事項

この仕様書は、本市が想定する最低限の業務の概要を示すもので、受託事業者の提案内容を制限するものではない。

(1) 契約に関する条件等

① 再委託等の制限

受託者は、本市の文書での承諾を得なければ、契約に係る義務の履行を第三者に委託し（以下「再委託」という。）、契約に係る権利を第三者に譲渡し、又は契約に係る義務を第三者に継承させてはならない。また、再委託の内容が一括再委託に該当すると判断される場合には、市は再委託について承諾しない。

② 個人情報の保護

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、西条市個人情報保護条例（平成16年西条市条例第12号）を遵守しなければならない。

③ 機密の保持

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(2) その他

① 受託事業者は、業務着手前に本業務に係る作業方針を提示し、本市の承諾を得ること。

② 受託事業者は、本業務に関する資料等を収集し、十分な調査をすること。

③ 本仕様書に明記されていない事項、又は業務遂行に際して疑義が生じた場合は、本市担当者と協議の上、その指示に従うこと。